

## 鹿児島市粗大ごみ処理施設羽毛布団売却契約仕様書

鹿児島市（以下「売主」という。）と（以下「買主」という。）との間で実施される鹿児島市粗大ごみ処理施設羽毛布団売却契約は、次の仕様により履行するものとする。買主は、別に締結する鹿児島市粗大ごみ処理施設羽毛布団売却契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ誠実に契約を履行しなければならない。

### （目的）

第1条 本仕様書は、売主が収集した羽毛布団について、再資源化を目的に売却するもので、これに係る事項について定めるものとし、契約内容を適正かつ円滑に推進することを目的とする。

### （履行业務）

第2条 買主は、売主が収集・保管した羽毛布団を、契約書・仕様書・関係諸法令等に基づき適正に再資源化し、安全に業務を履行しなければならない。

- (1) 業務名 鹿児島市粗大ごみ処理施設羽毛布団売却
- (2) 保管場所 鹿児島市犬迫町 11900 番地 鹿児島市北部清掃工場（粗大ごみ処理施設）
- (3) 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### （業務内容）

第3条 本業務の内容は、売主が収集・保管した羽毛布団を、買主が買い取り、羽毛の品質を向上させる中間処理を経て、再資源化を行うものとする。

#### (1) 羽毛布団の定義

再資源化を行う羽毛布団は、充填物（ダウン及びフェザー）の中にダウンが50%以上含まれるものとし、充填物の重量が1kg以上のものを羽毛布団A、1kg未満のものを羽毛布団Bと呼ぶ。また、羽毛布団の数量確認は枚数で数えるものとする。

#### (2) 引渡し量（年間）

2,970枚（計画量であり数量を保証するものではない）

##### （区分種別内訳）

羽毛布団A・・・2,110枚

羽毛布団B・・・860枚

#### (3) 引渡し方法

買主は品質を確保するための回収袋を準備し、売主は羽毛布団を回収袋に入れ保管する。保管された回収袋は、買主又は買主が指定する運搬業者が回収し、買主の施設に運搬するものとし、引渡しの際の作業及び運搬費用等、引取りに要する費用は買主の負担とする。ただし、買主が別に引渡し方法を提案し、売主が承諾する場合はこの限りでない。

#### (4) 引渡し日時

売主が買主又は買主が指定する運搬業者との協議により決定するものとし、保管施設の営業時間内で業務に支障のない日時とする。

#### (5) 羽毛布団の選別及び売却代金の算定

買主は回収した羽毛布団を買主の施設で選別し、以下の算式により売却代金を確定する

ものとする。なお、売却単価は、契約書第3条に示すとおりとする。

(計算式)

$$\text{売却代金(円)(税込)} = \text{再資源化する羽毛布団Aの枚数} \times \text{羽毛布団Aの売却単価(税込)} \\ + \text{再資源化する羽毛布団Bの枚数} \times \text{羽毛布団Bの売却単価(税込)}$$

また、選別や数量・重量の確認等に関して疑義が生じた場合は、双方の協議により決定するものとする。

#### (6) 異物混入等の取扱い

第3条第1項の(1)に定める羽毛布団として取り扱えない布団が回収袋に混入していた場合は、買主が買主の費用負担により適切に処理するものとする。また、羽毛布団に付属する布団カバー・布団ケースやビニール袋等も同様に処理するものとする。回収後の異物の返却は一切認めないものとし、買主は異物混入を理由に売却単価及び売却代金を減額できないものとする。なお、側生地については、収集時の状態又は売主の確認作業によって一部破袋しているものがあることに留意すること。

(再商品化)

第4条 再資源化した羽毛は、買主が日本国内にある自社又は関連会社の工場において、再商品化し、原則、国内で消費するものとする。ただし、国内で消費できないものについて、売主の承諾を得た場合はこの限りでない。

(確認・検査)

第5条 売主は、業務の履行能力(必要な設備の保有等)及び履行能力を確認するために、買主の施設への立入りや書類の提出及び検査の実施を求めることができる。

2 買主は、前項の求めがあったときは、売主の指示に従い速やかに対応しなければならない。

(提出書類)

第6条 買主は業務着手前に次の書類を提出すること。

#### (1) 再資源化計画書

- ・再資源化計画表(再資源化した羽毛の搬入先及び製品物が記載されたもの)
- ・再資源化処理工程図(品質向上のための処理工程が記載されたもの)
- ・処理設備概要(機器能力が記載されたもの)
- ・連絡体制表(緊急時用も含む)

#### (2) 運搬委託承認申請書

#### (3) 引取数量証明書(案)

#### (4) 引取数量報告書(案)(日単位の引取数量が記載されているもの)

#### (5) 再資源化報告書(案)(再資源化した羽毛の搬入先及び再商品化物が記載されたもの)

2 買主は、毎月、引き取った羽毛布団の枚数を月末締めで集計し、次の書類を翌月10日までに提出すること。

#### (1) 引取数量証明書

#### (2) 引取数量報告書(日単位の引取数量が記載されているもの)

#### (3) 再資源化報告書(再資源化した羽毛の搬出先及び再商品化物が記載されたもの)

(売却代金の納付)

第7条 買主は毎月、第3条第1項の(5)に基づき、売却代金を算出し、算出内訳を明記した、引取数量証明書等を売主に滞滞なく提出すること。また、買主は、売主が引取数量証明

書等の受領後に発行する納入通知書により、指定する期日までに指定金融機関へ納入しなければならない。

(業務の安全管理)

第8条 買主は、業務中の安全には十分配慮し、事故防止に努めなければならない。また、業務の履行に当たっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。万一、業務上において人身事故などが発生した場合は、速やかに売払人に報告しなければならない。

(業務上の留意事項)

第9条 引渡し物品の管理責任は買主又は買主が指定する運搬業者が回収(運搬車両への積載)を終了した時点をもって、所有権は買主が売却代金を納付した時点をもって、売主から買主に移行するものとする。

2 買主は、作業中に売主の施設を損傷しないように注意を払うこと。なお、万一、施設を損傷した場合は、買主の費用と責任において速やかに応急措置及び原状復旧を行うこと。

(関係法令の遵守)

第10条 買主は、業務の履行に当たり、業務に関係する諸法規、その他諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図り、買主の負担と責任において誠実かつ完全に履行しなければならない。

(守秘義務)

第11条 買主は業務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、買主が業務上知り得た情報等について、買主は漏えいや盗難、滅失、き損、その他の事故を防止するための安全措置を講ずるほか、秘密保持に関して必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第12条 本仕様書に定める事項について疑義を生じたとき、又は補足事項が生じたときは、売主と買主が協議の上決定する。